

鎌倉市議会

6月定例会議案集

(その3)

令和4年(2022年)

目 次

議案第 13 号	業務委託契約の締結について……………	5
議案第 14 号	建物収去・建物退去土地明渡請求事件の一部被告らとの和解に ついて……………	14
議案第 15 号	鎌倉市建築基準条例等の一部を改正する条例の制定について ……	17
議案第 16 号	鎌倉市教育委員会の委員の任命について ……	19
議案第 17 号	鎌倉市公平委員会の委員の選任について ……	21

業務委託契約の締結について

本市は、鎌倉市立小・中学校冷暖房設備設置業務委託について、一般競争入札の方法により、次のとおり業務委託契約を締結するものとする。

令和 4 年（2022年） 6 月 10 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 件 名 鎌倉市立小・中学校冷暖房設備設置業務委託
- 2 施行位置 市立小中学校（大船中学校を除く 24 校）

学 校 名	所 在 地
第一小学校	鎌倉市由比ガ浜二丁目 9 番 55 号
第二小学校	鎌倉市二階堂 878 番地
御成小学校	鎌倉市御成町 19 番 1 号
稲村ヶ崎小学校	鎌倉市極楽寺三丁目 2 番 3 号
腰越小学校	鎌倉市腰越五丁目 7 番 1 号
深沢小学校	鎌倉市梶原一丁目 11 番 1 号
小坂小学校	鎌倉市小袋谷 587 番地
玉縄小学校	鎌倉市玉縄一丁目 860 番地
大船小学校	鎌倉市大船二丁目 8 番 1 号
山崎小学校	鎌倉市山崎 2500 番地
今泉小学校	鎌倉市今泉二丁目 13 番 1 号
西鎌倉小学校	鎌倉市津 1069 番地
七里ガ浜小学校	鎌倉市七里ガ浜東五丁目 3 番 2 号
富士塚小学校	鎌倉市上町屋 810 番地
関谷小学校	鎌倉市関谷 468 番地 1

植木小学校	鎌倉市植木1番地
第一中学校	鎌倉市材木座六丁目19番19号
第二中学校	鎌倉市西御門一丁目7番1号
御成中学校	鎌倉市笹目町2番1号
腰越中学校	鎌倉市腰越四丁目11番20号
深沢中学校	鎌倉市梶原一丁目14番1号
玉縄中学校	鎌倉市岡本1100番地
岩瀬中学校	鎌倉市岩瀬840番地
手広中学校	鎌倉市手広五丁目7番1号

3 契約金額 2,097,700,000円

4 委託契約者 神奈川県横浜市西区平沼一丁目39番3号
三石ヨコハマビル
株式会社二十一設計
代表取締役 桑田 哲司

「参 考」

鎌倉市立小・中学校冷暖房設備設置業務仮委託契約書

鎌倉市（以下「発注者」という。）と株式会社二十一設計（以下「受注者」という。）とは、鎌倉市立小・中学校冷暖房設備設置業務委託について、次のとおり業務委託仮契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 発注者は、鎌倉市立小・中学校冷暖房設備設置業務（以下「業務」という。）を受注者に委託し、受注者は、これを受託する。

2 本契約は、業務を完成させることを目的とする請負契約とする

（業務内容）

第2条 業務内容は、別添仕様書のとおりとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は、総額 2,097,700,000 円（うち消費税額及び地方消費税額 190,700,000 円）とし、その内訳は別表 1「契約金額内訳」及び次の各号のとおりとする。ただし、受注者及び施工業者間の工事の施工に係る工事代金の金額が確定した後、契約金額に変更が生じた場合は、発注者及び受注者双方の合意の上、契約金額について変更契約を締結することとする。

（1）小学校分 1,242,648,000 円（うち消費税額及び地方消費税額 112,968,000 円）

（2）中学校分 855,052,000 円（うち消費税額及び地方消費税額 77,732,000 円）

（契約期間）

第4条 本契約の期間は、契約締結日から令和 5 年（2023 年）3 月 31 日までとする。

（契約保証金）

第5条 鎌倉市契約規則（昭和 39 年 6 月規則第 20 号）第 5 条第 3 号の規定により、発注者は、受注者が納付すべき契約保証金を免除する。

（着手期限）

第6条 受注者は、契約締結日から 10 日以内に業務に着手しなければならない。

（著作権の帰属等）

第7条 本契約による成果物に係る著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、成果物引渡しの時点で受注者から発注者に移転する。

2 受注者は、本契約の成果物について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作権人格権を行使しない。

（業務の報告及び履行確認等確認）

第8条 受注者は、毎月の業務終了後、速やかに様式 1「委託業務実施報告書」を発注者に提出し、確認を受けなければならない。

2 受注者は、前項の確認の結果、発注者が不合格であると認めたときは、直ちに発注者

の指示に従わなければならない。

- 3 受注者は、全ての委託業務終了後、速やかに様式 2「委託業務完了報告書」を発注者に提出し、業務に要した費用を確定しなければならない。

(契約金の支払等)

第 9 条 受注者は、発注者が前条第 1 項の様式 1「委託業務実施報告書」が正当であると認めた後、速やかに請求金額、請求日等必要な事項を全て受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求書が正当であると認めたときには、請求書を受領した日から 30 日以内に受注者に支払うものとする。

(法令遵守等)

第 10 条 受注者は、業務の履行における社会的責任を自覚し、誠実にこれを実施するとともに、法令及び鎌倉市契約規則（昭和 39 年 6 月規則第 20 号。以下これらを「法令等」という。）を遵守しなければならない。

- 2 発注者は、受注者の業務の履行に係る法令等の遵守の状況について確認するため、必要な報告を求めることができる。

- 3 受注者は、前項の規定による報告を求められたときは、発注者に対し当該報告を行わなければならない。

(監督、検査等)

第 11 条 発注者は、受注者の業務の履行状況について、随時に検査し、若しくは受注者から必要な報告を求め、又は業務を監督し、受注者に必要な指示を与えることができる。

(履行遅滞の損害金等)

第 12 条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、受注者に遅滞日数 1 日につき契約金額の 1,000 分の 2 に相当する額の損害金の支払いを請求し、受注者はこれを支払わなければならない。

(1) 受注者の責めに帰する事由により、発注者が指定する期日までに受注者が業務を開始しなかったとき。

(2) 受注者の責めに帰する事由により、契約期間内に業務が完了しなかったとき。

(事故等)

第 13 条 受注者は、業務の処理に伴って重大な事故等が発生した場合は、直ちに適切な措置を講じなければならない。

(危険負担)

第 14 条 業務において使用する機材等について生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害は、受注者がその費用を負担する。ただし、当該損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(契約不適合責任)

第 15 条 発注者は、業務完了した目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、当該目的物の

修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を求めることができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務完了した目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第1項の場合において、発注者が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内に、受注者に通知しないときは、発注者は前2項の請求をすることができない。ただし、業務完了した目的物を発注者に引き渡したときにおいて、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（一括再委託の禁止等）

第16条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、その理由を示した書面により発注者の承認を得なければならない。

（発注者の損害賠償請求等）

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約金の10分の1に相当する額を違約金として納付することを請求することができる。ただし、実際に生じた損害が違約金額を上回る場合には、別途損害賠償請求することを妨げない。

- (1) 業務完了した目的物に契約不適合があるとき。
- (2) 第19条、第20条又は第23条の規定により本契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第3号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に定める場合（前項の規定により第1項第3号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が本契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

4 受注者は第1項の違約金又は損害賠償金を支払う場合には、本契約の契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づき財務大臣が定める割合による利息を付して支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第18条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（1）第21条又は第22条の規定により本契約が解除されたとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（発注者の催告による解除権）

第19条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（1）受注者が正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

（2）受注者が契約期間内に業務を完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

（3）受注者が正当な理由なく、第15条第1項の履行の追完をしないとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

（1）受注者が本契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

（2）受注者が受注者としての資格がない者であることが明らかとなったとき又は資格がない者となったとき。

（3）受注者が所在不明となったとき。

（4）入札に関して談合その他不正の行為があったとき。

（5）受注者が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（6）受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (7) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 受注者が第 21 条又は第 22 条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、受注者、その代理人又は使用人が法令等又は本契約違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(受注者の催告による解除権)

第 21 条 受注者は、発注者が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 22 条 受注者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 発注者の指示により仕様書を変更したため、契約金額が原契約の 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 発注者の指示により契約期間が原契約の 2 分の 1 以上短縮したとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第 23 条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当すると認めるときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に生じた損害については、発注者はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例(平成 23 年 10 月鎌倉市条例第 11 号。)第 2 条第 4 号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、同条第 2 号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年 12 月神奈川県条例第 75 号)第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたと

き。

(4) 受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(5) 受注者が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第4号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第24条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入（妨害（不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）などをいう。以下この条において同じ。）を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（業務に関する情報等の保護）

第25条 受注者は、業務の内容、業務に関して知り得た個人情報等については慎重に取り扱うとともに、他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においてもまた同様とする。

（協議の申出）

第26条 受注者は、本契約について発注者と協議する必要があるときは、協議する内容、理由等を示した書面により発注者に申し出るものとする。

（契約内容の変更）

第27条 発注者及び受注者は、契約金額、契約期間、仕様書等本契約の内容を変更する必要があるときは、両者で協議の上、変更契約書を締結するものとする。

（新型コロナウイルスによる業務中止等）

第28条 新型コロナウイルスの影響により、発注者が業務の中止を決定したときは、発注者は受注者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

2 受注者は前項の通知を受けた時点で、業務の履行を直ちに中止し、必要に応じて原状回復をするものとする。

3 前項の規定により業務を中止したときは、第3条の規定にかかわらず、発注者及び受

注者は双方協議の上、中止するまでに履行した業務に要した費用及び原状回復に要した費用に限り支払うものとする。

4 第9条の規定は、前項の支払について準用する。

(協議事項)

第29条 本契約に定めのない事項又は発注者と受注者との間に生じた紛争若しくは疑義については、鎌倉市契約規則に定めるもののほか、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第30条 本契約に関する争いについては横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(特記事項)

第31条 この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとする。この場合、発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付する。

本契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者・受注者両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年(2022年)6月8日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇

受注者 神奈川県横浜市西区平沼一丁目39番3号
三石ヨコハマビル
株式会社二十一設計
代表取締役 桑田 哲司

議案第 14 号

建物収去・建物退去土地明渡請求事件
の一部被告らとの和解について

原告鎌倉市と被告 [REDACTED] との間で訴訟中の平成30年（ワ）
第4246号建物収去・建物退去土地明渡請求事件のうち、一部の被告
らとの和解について、議会の議決を求める。

令和4年（2022年）6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 当事者

原告 鎌倉市

被告 [REDACTED]
[REDACTED]

2 和解の要旨

被告は、原告に対し、本件建物から退去し、本件土地を明け渡
す。

3 事件の概要

[REDACTED] に隣接する鎌倉市が所有及び管理している
水路等について、建築物により不法占有がされているため、これ
まで建物所有者及び占有者に対し、建物収去及び退去に係る文書
勧告を郵送により複数回行ってきましたが、未だ建物収去及び退
去がなされないことから建物収去土地明渡等を請求したものの。

「参 考」

平成30年(ワ)第4246号

原告 鎌倉市

被告 XXXXXXXXXX

和解条項 (案)

R 4 . 5 . 2 5

- 1 原告及び被告は、被告が原告に対し、別紙物件目録記載2の建物（以下「本件建物」という。）から退去し、同目録記載1の土地（以下「本件土地」という。）を明け渡す義務のあることを相互に確認する。
- 2 被告は、原告に対し、令和4年7月15日限り、本件建物から退去して、本件土地を明け渡す。
- 3 被告は、原告に対し、原告が横浜地方裁判所平成30年(ヨ)第407号占有移転禁止仮処分命令申立事件について供託した担保（横浜地方法務局平成30年度金第4126号）の取消しに同意し、その取消決定に対し抗告しない。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

以 上

「参 考」

平成30年（ワ）第4246号

原告 鎌倉市

被告 

和解条項（案）

R 4 . 5 . 2 5

- 1 原告及び被告は、被告が原告に対し、別紙物件目録記載2の建物（以下「本件建物」という。）から退去し、同目録記載1の土地（以下「本件土地」という。）を明け渡す義務のあることを相互に確認する。
- 2 被告は、原告に対し、令和4年7月15日限り、本件建物から退去して、本件土地を明け渡す。
- 3 被告は、原告に対し、原告が横浜地方裁判所平成30年（ヨ）第407号占有移転禁止仮処分命令申立事件について供託した担保（横浜地方法務局平成30年度金第4127号）の取消しに同意し、その取消決定に対し抗告しない。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

以 上

議案第 15 号

鎌倉市建築基準条例等の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市建築基準条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年（2022年） 6 月 10 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

建築基準法の一部改正に伴い、引用条項を整備するものである。

鎌倉市建築基準条例等の一部を改正する条例

(建築基準条例の一部改正)

第1条 鎌倉市建築基準条例（平成26年12月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第58条中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改める。

(手数料条例の一部改正)

第2条 鎌倉市手数料条例（平成12年3月条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部都市景観部関係の款第59項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同款第60項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同款第74項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同款第75項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

(建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部改正)

第3条 鎌倉市建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成12年3月条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改める。

(開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部改正)

第4条 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成14年9月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第71条第1項第3号中「第85条第1項、第2項又は第5項」を「第85条第1項、第2項又は第6項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 16 号

鎌倉市教育委員会の委員の任命について

次の者を、鎌倉市教育委員会の委員に任命いたしたい。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求める。

令和4年（2022年）6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

鎌倉市山ノ内1402番地

朝比奈 惠温

昭和39年4月28日生

「参 考」

略歴については省略

議案第 17 号

鎌倉市公平委員会の委員の選任について

次の者を、鎌倉市公平委員会の委員に選任いたしたい。

よって、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求める。

令和4年（2022年）6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

鎌倉市七里ガ浜東三丁目13番13号

小比賀 正義

昭和43年5月18日生

「参 考」

略歴については省略